

九州整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成20年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) ※注1	契約面積 (ha)	選定基準 ※注2	重点化基準 ※注3	B/C※注4	備考(重点化基準の具体的内容)
1	佐賀県神埼市(神埼郡脊振町)	9	㊦	①	3.67	(筑後川流域)
2	熊本県水俣市	47	㊦	①②	3.59	(①球磨川流域 ②大川飲料水供給施設)
3	熊本県阿蘇郡南阿蘇村(阿蘇郡長陽村)	11	㊦	①	4.21	(白川流域)
4	熊本県球磨郡水上村	85	㊦	①②	3.85	(①球磨川流域 ②市房ダム)
5	熊本県阿蘇郡高森町	5	㊦	①②	3.32	(①大野川流域 ②野尻地区簡易水道)
6	熊本県球磨郡山江村	14	㊦	①②	4.05	(①球磨川流域 ②山江中央簡易水道)
7	熊本県球磨郡五木村	9	㊦	①	3.75	(球磨川流域)
8	熊本県上益城郡山都町(阿蘇郡蘇陽町)	10	㊦	①②	3.28	(①五ヶ瀬川流域 ②梶原飲料水供給施設)
9	大分県中津市(下毛郡耶馬溪町)	55	㊦	①②	2.77	(①山国川流域 ②耶馬溪ダム)
10	大分県中津市(下毛郡耶馬溪町)	6	㊦	①	3.48	(山国川流域)
11	大分県竹田市	5	㊦	①	3.83	(大野川流域)
12	大分県由布市(大分郡庄内町)	14	㊦	①	3.28	(大分川流域)
13	大分県佐伯市	6	㊦	①	3.79	(番匠川流域)
14	大分県中津市(下毛郡耶馬溪町)	6	㊦	①	3.47	(山国川流域)
15	大分県佐伯市(南海部郡本匠村)	8	㊦	①	3.79	(番匠川流域)
16	大分県竹田市(直入郡直入町)	9	㊦	①②	3.81	(①大分川流域 ②芹川ダム)
17	大分県玖珠郡玖珠町	17	㊦	①	3.45	(筑後川流域)
18	大分県中津市(下毛郡耶馬溪町)	8	㊦	①②	3.47	(①山国川流域 ②耶馬溪ダム)
19	大分県国東市(東国東郡安岐町)	11	㊦	②	3.60	(安岐簡易水道)
20	大分県日田市	10	㊦	①②	2.08	(①筑後川流域 ②夜明ダム、石松地区簡易水道)
21	大分県日田市	20	㊦	①②	3.17	(①筑後川流域 ②夜明ダム、緑町地区簡易水道)
22	大分県日田市	12	㊦	①②	3.17	(①筑後川流域 ②夜明ダム、祝原地区・川崎地区簡易水道)
23	大分県日田市	9	㊦	①②	3.17	(①筑後川流域 ②夜明ダム)
24	大分県佐伯市(南海部郡本匠村)	7	㊦	①	3.83	(番匠川流域)
25	大分県佐伯市(南海部郡直川村)	7	㊦	①	3.82	(番匠川流域)
26	大分県佐伯市	16	㊦	①	3.83	(番匠川流域)
27	宮崎県延岡市(東臼杵郡北川町)	16	㊦	①	3.40	(北川流域)
28	宮崎県延岡市(東臼杵郡北川町)	12	㊦	①②	3.38	(①北川流域 ②祝子ダム)
29	宮崎県延岡市(東臼杵郡北川町)	110	㊦	①	3.75	(北川流域)
30	宮崎県延岡市(東臼杵郡北川町)	25	㊦	①	3.38	(北川流域)
31	宮崎県延岡市	48	㊦	①②	3.42	(①五ヶ瀬川流域 ②沖田ダム)
32	宮崎県東臼杵郡美郷町(東臼杵郡西郷村)	18	㊦	②	5.22	(西郷ダム)
33	宮崎県東臼杵郡諸塚村	10	㊦	②	3.92	(西郷ダム)
34	宮崎県東臼杵郡美郷町(東臼杵郡北郷村)	21	㊦	②	5.17	(入下簡易水道)
35	宮崎県東臼杵郡美郷町(東臼杵郡西郷村)	6	㊦	②	5.20	(西郷ダム)
36	宮崎県東臼杵郡美郷町(東臼杵郡西郷村)	6	㊦	②	5.18	(西郷ダム)
37	宮崎県東臼杵郡美郷町(東臼杵郡西郷村)	7	㊦	②	5.22	(西郷ダム)
38	宮崎県児湯郡西米良村	46	㊦	①②	3.78	(①一ツ瀬川流域 ②一ツ瀬ダム)
39	宮崎県西都市	6	㊦	①②	3.95	(①一ツ瀬川流域 ②杉安ダム)
40	宮崎県西都市	16	㊦	①②	3.98	(①一ツ瀬川流域 ②杉安ダム)
41	宮崎県児湯郡西米良村	11	㊦	①②	3.77	(①一ツ瀬川流域 ②一ツ瀬ダム)
42	宮崎県西都市	6	㊦	①	3.95	(一ツ瀬川流域)
43	宮崎県延岡市(東臼杵郡北川町)	20	㊦	①	3.40	(北川流域)
44	宮崎県児湯郡川南町	12	㊦	①	3.50	(一ツ瀬川流域)
45	宮崎県西都市	12	㊦	①	2.37	(一ツ瀬川流域)
46	宮崎県日向市(東臼杵郡東郷町)	7	㊦	②	3.63	(坪谷川地区簡易水道)
47	宮崎県日向市(東臼杵郡東郷町)	15	㊦	①	3.66	(一ツ瀬川流域)
48	宮崎県東臼杵郡美郷町(東臼杵郡西郷村)	32	㊦	②	5.21	(西郷ダム)
49	鹿児島県霧島市(始良郡横川町)	6	㊦	②	3.45	(横川町中央地区簡易水道)
50	鹿児島県伊佐市(大口市)	10	㊦	①②	2.75	(①川内川流域 ②鶴田ダム)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注4 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、B/C≧1.00。